

諍いを終結するための鍵は上告断念と開門協議である

2010年12月15日  
よみがえれ！有明訴訟弁護団

福岡高裁判決の上告期限を前に、政府対応に関する様々な観測が入り乱れている。当弁護団は、この間、「諍いに終止符を打つ」という4月28日の諫早湾干拓事業検討委員会郡司座長報告の精神を貫き、漁業と農業、防災が共存する開門を実現するために重要なことは、上告断念と原告漁民を含む関係者との開門協議の実施であることを訴えてきた。

一方で上告し、他方で開門すると発表するような、控訴の際と同様の矛盾した対応をとることは、合意形成をより困難することは火を見るより明らかである。上告に際して、50日以内に提出しなければならない理由書で、国は控訴審での主張にそって開門を否定する立場からの論陣を張らざるをえない。それが開門に反対する人々に上告審の結論が出るまでは絶対に開門に同意しないとの頑なな対応を生み、開門に期待する漁民に政府への不信感を募らせるのは、この間の控訴以後の経緯が歴史的に実証している。上告は、開門を巡る諍いを固定化するだけで、百害あって一利なしの愚行である。

原告漁民を含む関係者との開門協議は、関係者の合意を実現し、円滑に漁業と農業、防災が共存する開門を実現するうえで避けてはとおれない。

この間の報道のなかで、高裁判決の命じた5年間の常時開門を意図的に常時全開門と固定的にとらえ、その法的義務が生じることを問題視する政府筋の見方があることが報じられている。これは政府対応をミスリードする誤りである。

第1に、高裁判決は、常時開門と述べているだけで、具体的な開門方法については言及していない。短期開門調査レベルの開門から全開門に至るまで段階的に開門し、早期開門を実現しつつ、農業と防災への配慮を実現し、かつ、開門に伴う弊害発生が生じないようにするという、われわれが提唱してきた安全・安心の段階的開門方法も、常時開門の一形態である。

第2に、2009年4月15日に弁護団対案として、この段階的開門の開門方法を政府に提案して以来、われわれは裁判の内外で、この開門方法によれば安全・安心の開門を実現できることを訴え、政府に開門のための協議を呼びかけてきた。これに対しては、原告漁民はもとより、開門を求める漁民、市民、研究者から異論は全く出ていない。われわれは、今回の高裁判決にかかわらず、開門方法を含め、開門時期、期間、開門の進め方について、協議に応じる用意がある。高裁の開門命令は原告漁民の国に対する権利として認められたものであり、原告漁民の意向を超えて、国が一般的に拘束されることはないから、高裁判決の確定が開門協議の妨げになることもまた、ありえないところである。

諍いを終結するための鍵は上告断念と開門協議である